

6. 会務報告

会長 谷 相 恒 行

平成 25 年度会務報告を致します。

昨年の定時総会において会長職を仰せつかり新執行部として1年が経過いたしました。事業については継続重点事業として、**1. 事務所基盤の充実** **2. 本会運営基盤の充実** **3. 四国ブロック協議会事務体制の確立**の3点を掲げてのスタートでありました。

事務所経営基盤の充実と本会運営基盤の充実については、個々の事業ではなくそれぞれリンクしてかみ合っていないと実現しません。本年度は決算書にありますように当期収支差額において**＋2,577,978円**となり、事件数においても**総件数で789件の増**となっております。この要因については消費税アップによる住宅建設に伴う駆込み需要等があったものと考えられ今後の継続については厳しいと考えねばなりません。今後においても筆界特定制度や境界問題ADRセンターこちらの活用、国土調査法第19条第5項による民間力の活用等会員各位の積極的参加が望まれます。本会としても今後ともサポートして参りますので、研修会への積極的参加並びに研鑽を強く望むところであります。

本会運営基盤充実における根底を為すのは会員各位であります。会員各位の業務実績と収入の安定がすべてであります。その核たる会員数の現状については、減少傾向に歯止めがかからず昨年度より3名減となっております。新入会員も数名入っていただいているものの、団塊世代の高齢化を目前に迎えるにあたり非常に厳しい現実であります。しかし困ってばかりでは物事は前には進みません、今後の事業としまして、土地家屋調査士業務経験と人生経験を多く且つ広く有する先輩会員には、本会主催の相談会及び関連士業団体並びに関係行政団体等への窓口相談者として対応することをお願い致します。現行までのただ相談を聞くのみだけではなく、相談依頼者への期待に応えるべく一般事件として受託受任出来る体制作りを構築したいと考えております。そのことが表示登記行政への安心安全と円滑な登記事件処理につながり、また会員各位の土地家屋調査士業務の拡充と、社会貢献として広く国民から理解を得ることに繋がるものと信じております。そして何よりもって会員各位一人一人の人生の生甲斐となることと信ずるものであります。そのためにも今後とも百尺竿頭に一步を進む心意気で研鑽を続けましょう。

一方でこれからの土地家屋調査士会を担う新入会員の増員につきましては、土地家屋調査士資格試験合格への補助者支援研修の実施や公益社団法人高知県土地家屋調査士協会とも連携のうえ、教育機関への寄附講座等を行い次世代土地家屋調査士確保に努めて参ります。

次に**四国ブロック協議会事務局体制の充実**についてであります。ご承知のとおり、本年、次年度と高知会が四国ブロックでの当番会となっております。態勢と致しましては、事務局長である本会副会長山崎亮介氏を中心として、各継続事業の実施等に向け会員各位のご理解の下汗

を揃って参りました。ブロック新人研修会、ADR認定調査士活用支援研修、特別研修開催等無事終えることが出来ましたことご報告いたします。

そして関係法令と実務についての問題点についても政治連盟と連携を為し各議員の先生方との勉強会により啓発していきたいと考えております。

財政関係では、会館建設費の支払い終了が見えてきました。今後5年後の本会運営を見据えた財政検討委員会（仮称）の立上げを指示いたしており、次世代に安心して繋げられる様取り組んで参りたいと考えておりますので、今後ともご理解ご協力をお願い致します。

終わりにあたり、今後の会務につきましても継続事業と現に対応すべき新規事業等について会員各位のご理解とご協力の下、執行部一同微力ではございますがあたる所存であります。

以上会務報告と致します。

（以下は重複したと思われる文章）

（以下は重複したと思われる文章）

（以下は重複したと思われる文章）

（以下は重複したと思われる文章）

7. 各部業務報告

【総務部】

総務部長 小笠原 哲 輔

- 1、関係法令、会則、諸規則等の検討、整備
- 2、土地家屋調査士懲戒事例の研究
- 3、非土地家屋調査士による法令違反行為への対応
- 4、相談・苦情処理対応の研究

1につきましては、「境界問題 ADR センターこうち」規則変更の件、綱紀委員会規則一部変更の件、境界鑑定委員会規則一部変更の件、紛議の調停に関する規則一部変更の件の検討を行い理事会で承認されました。

その他、「高知県土地家屋調査士会研修規則」の制定に向けて検討を行いました。

2につきましては、平成 25 年 10 月 19 日（土）開催の研修会にて日本土地家屋調査士会連合会参与、瀬口潤二先生を講師としてお招きし懲戒処分事例集にて研修を行いました。

又、四国ブロック新人研修会において、「土地家屋調査士の職責と倫理」と題しまして懲戒処分の事例を研修しました。

3につきましては、本局及び全支局において平成 24 年度の表示に関する登記申請書類の調査を行いました。違反が疑われる件数は本局 90 件、安芸支局 6 件、香美支局 8 件、いの支局 58 件、須崎支局 14 件、四万十支局 29 件の報告を受けています。

3月17日、調査士会館にて法務局総務部より結果報告を受けました。悪質と思われる事案が一件あり警告文を発出しているそうです。他、本局管内、いの管内及び安芸管内で悪質とまではいかないが経過観察をしている事案があるそうです。当該調査は三年目ということで情報も集まっており、現在データベース化しているとのこと。又、本人申請の形をとりながら、サイドで指南する指南型申請が増加していることが危惧されます。

4につきましては、現在、会員等に対する苦情、相談は総務部長が対応しています。四国の他会におきましても主に総務部長が対応しているとのこと。徳島会では総務部長と総務相談担当を決め、二人で対応しているとのこと。総務部においても受付体制の整備の検討を行いました。

一旦相談に来られた方は、非常にナイーブになっており最初は些細な事柄と感じますが、倫理問題ひいては懲戒問題まで発展する可能性があります。

日常業務での筆界確認・測量等にはより一層のご注意をお願いいたします。

【 社 会 事 業 部 】

社会事業部長 山 崎 亮 介

- 1、 筆界未定地の解消へ向けての各市町村との連携強化
各市町村への土地家屋調査士・境界問題ADRセンターこちらの積極的なPR活動
- 2、 境界問題ADRセンターこちらの連携体制の構築
- 3、 公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携体制の構築

平成24年度に各市町村の地籍調査担当課に「地籍調査の成果の誤り訂正」処理についてのアンケートを実施し、その集計結果をまとめましたが、平成25年度ではその結果を踏まえ適格なPR活動に結びつけることを計画し、境界センター利用促進につながるリーフレット等の新たな作成を提案しましたが、実現には至りませんでした。

平成24年度では実現できなかった筆界特定とADRとの連携について、平成25年度に、「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携に関する連絡協議会設置要綱」が締結されました。これにより、法務局と本会が主催するそれぞれの無料相談会に相互に相談員の派遣を行ったり、法務局職員に対して、ADR及び境界センターについて理解を深めてもらうための研修会に講師を派遣したりと、法務局との連携が活発になりました。境界センターを広く一般の方たちに周知するための心強い支えとなって頂いたようで、認定土地家屋調査士の活躍の場が広がることを大いに期待したいところです。

本年度には部員の内、3名が公嘱協会の役員に就任されましたので、連携体制の構築に関しては身近で頼もしい存在になって頂きましたが、部活動自体が停滞しており、十分な事ができませんでした。協会の事業としては登記所備付地図作成作業や地籍調査等、大きな事業を継続的に行っていますので、次年度ではそれらへの対応等、社会事業部としての活動を見極めると共に、公嘱協会との連携体制の構築を進めていきたいと考えます。

その他として、平成26年1月28日に日調連において民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進に関する説明会が開催され、高知会からは2名の参加がありました。参加者からは説明会の講師である国土交通省地籍整備課の職員に高知会での説明会講師就任の内諾を得たとの報告がありました。以前より、国土調査法第19条5項への対応について検討課題となっていました。具体的な対応はできず、今後どのように対応すべきか次年度も検討課題として取り組みたいと考えます。

高知市内において実施された民間及び組合施行土地区画整理事業成果が県から市に移管されていることに関して、担当課と図面等資料提供に関して協議を行いました。現在、市が実施した成果については会館で地図等運用規則に基づき誓約書提出のうえ、閲覧又は写しの発行をし、会員の業務に関して筆界探索の為の重要な資料となっています。その点を踏まえ、担当課

との協議を行いました。該当事業の施行者が高知市ではないため、保有個人情報開示請求または行政情報公開による開示のみとの回答が出されました。

開示される部分は申請する土地のみで、隣接する土地、街区ブロック全体の辺長等の情報は黒塗りされるため、我々の業務ではあまり利用価値が無いものです。

次年度では再度担当課との協議の場を設け、理解を求めるよう努めたいと考えます。

（注）本件は、高知市が保有する個人情報に該当するものではないと判断されたため、本件は「保有個人情報開示請求」ではなく「行政情報公開」による開示のみとの回答が出されました。

（注）本件は、高知市が保有する個人情報に該当するものではないと判断されたため、本件は「保有個人情報開示請求」ではなく「行政情報公開」による開示のみとの回答が出されました。

（注）本件は、高知市が保有する個人情報に該当するものではないと判断されたため、本件は「保有個人情報開示請求」ではなく「行政情報公開」による開示のみとの回答が出されました。

（注）本件は、高知市が保有する個人情報に該当するものではないと判断されたため、本件は「保有個人情報開示請求」ではなく「行政情報公開」による開示のみとの回答が出されました。

（注）本件は、高知市が保有する個人情報に該当するものではないと判断されたため、本件は「保有個人情報開示請求」ではなく「行政情報公開」による開示のみとの回答が出されました。

（注）本件は、高知市が保有する個人情報に該当するものではないと判断されたため、本件は「保有個人情報開示請求」ではなく「行政情報公開」による開示のみとの回答が出されました。

（注）本件は、高知市が保有する個人情報に該当するものではないと判断されたため、本件は「保有個人情報開示請求」ではなく「行政情報公開」による開示のみとの回答が出されました。

【 連合会報告 】

連合会理事（社会事業部） 三 田 哲 矢

昨年の6月に連合会総会において理事に選任され、10ヶ月が経ちました。林会長のもとに『境界紛争ゼロ宣言！！』を掲げ、役員一丸となって会務に取り組んでおります。そこで連合会各部における取り組みをいくつかご紹介させていただきます。

総務部関係では、電子証明書に関し現行のカード式電子証明書から、新認証局移行に伴いファイル式電子証明書へと変更されます。それに伴う移行手続の開始が本年10月1日より開始される予定となっております。

財務部関係では、会員数が少ない単位会に対し財政的支援を行うと言う時限立法的な取り組みを、本年度総会決議を経てと言う事にはなりますが予定しております。

業務部関係では、昨年より土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂を目指しておりましたが、早急な改訂が非常に難しいとの判断より、まずは平成17年の土地家屋調査士法改正による「筆界特定手続」と「民間紛争解決手続」の項目を追録という形での発刊となりました。また、不動産登記規則第93条調査報告書の改訂につきましては、連合会案をもとに民事二課案との協議を行っております。また本年12月を目処に、「実務講座～土地境界実務～（仮称）」の開催を計画しております。

広報部関係では、本年度におきましても全国一斉不動産表示登記無料相談会開催にむけて取り組んでおります。過日にはなりますが、制度広報の観点から、特別番組「地面のボタンのなぞ」を作成し、3月22日の放映を行ったところであります。また、防災に関する活動の推進及び連絡の観点から、各単位会による海拔表示板設置についても助成金を支給しております。

研修部関係では、土地家屋調査士特別研修受講促進を勧めるほか、ADR認定土地家屋調査士の啓発についても取り組んでおります。また、eラーニングの充実と整備につきましても、新たに施策を検討しておるところであります。

社会事業部関係では、調査士の事業の拡大及び地図の作成及び整備の観点から国土調査法第19条5項の利用促進するため、情報収集及び土地家屋調査士向けのマニュアル作成を行いました。公共事業にかかる登記関連業務の受託体制につき、問題のある入札条件がある場合は、発注者側への改善の働きかけ等を積極的に行っております。また、従来の調査士法3条業務にとどまらず、新たな業務についての研究を行い、認定土地家屋調査士の活用も考えていくところであります。

研究所関係につきましては、従来の調査士業務・及び技術にとどまらず、次を見越した新たな調査士業務・及び技術に向けて、研究を行っております。

以上簡単ではありますが、連合会報告とさせていただきます。

【 財 務 部 】

財務部長 田 中 周

1. 財政の健全化と執行の充実
2. 親睦事業の実施及び検討
3. 土地家屋調査士国民年金基金への加入促進
4. 業務関係図書の斡旋と領布

1. 財政の健全化と執行の充実

財政健全化については、毎年の課題となっておりますが、本年度は、各調査士会の財務状況に関する資料の収集を行いました。また、比例会費のあり方、会費の徴収方法等についての検討も議論しましたが、一朝一夕には結論の出るものではありませんので、方向性が出るまでには至っていない状況です。

執行の充実につきましては、例年に倣いまして、収入、支出の均衡のとれた予算の執行に努めてまいりました。

2. 親睦事業の実施及び検討

親睦事業につきましては、密に部会を開催し、その準備、段取に努め、平成25年11月2日に、高知市針木運動公園にて、高知地方法務局、高知弁護士会、高知県司法書士会、高知県行政書士会、高知県土地家屋調査士会の参加により、総勢82名にて開催致しました。

結果につきましては、高知県土地家屋調査士会Aチームが優勝、高知地方法務局が準優勝、第3位は高知県行政書士会となりました。試合も和気あいあいと進められ、また、懇親会につきましても、同日に開催され、36名の参加により、盛大に行われ、親睦が十分に図れたものと思います。

3. 土地家屋調査士国民年金基金への加入促進

平成25年11月23日に、土地家屋調査士会四国ブロック協議会が行われ、国民年金基金代議員であり、徳島協会理事長である、矢野太一様より、土地家屋調査士国民年金基金への加入促進についての話があったところではありますが、本年度につきましては、Eメールマンスリー等による加入促進にとどまり、高知会としての具体的な動きが出来ていないのが現状です。

4. 業務関係図書の斡旋と領布

業務関係図書の斡旋につきましては、例年通り、メール等による斡旋を行って参りました。

加 入 状 況

(1) 日本土地家屋調査士会連合会共済制度の加入状況 (会員及び補助者)

① 国民年金基金	21 名
② 団体定期保険	1 名
③ 医療保険	1 名
④ 職業賠償責任保険	35 名
⑤ 測量機器総合保険	1 名
⑥ 所得補償制度	19 名
⑦ 普通傷害保険	19 名
⑧ 介護費用保険	0 名
⑨ 自動車保険	9 名

(2) 土地家屋調査士賠償責任保険 (あいおい損保) 66 人

【 業 務 部 】

業務部長 田 岡 孝 浩

1. 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項
2. 筆界特定制度の研究と対応
3. 業務報酬に関する研究と調査

1

業務に関する日調連文章については、迅速に配布し、周知しました。
法務局より登記識別情報等受領印影届の提出について（お願い）が届き、業務部会にて検討し対応しました。

高知市市街地整備課より土地区画整理事業に伴う基準地積の更正申請について説明をしたいとの旨が有り説明会を開きました。

日調連から調査依頼が届き、それらに対応しました。

土地家屋調査士調査・測量実施要領 改訂版（案）について
境界鑑定講座及び筆界特定制度の 実情に係るアンケートの実施について（お願い）

2

筆界特定は現在、増加傾向にあるようであり、私たち土地家屋調査士が申請代理人となる場合が多々あるであろうことを含め、触りの部分を高知地方法務局筆界特定室 表示登記専門官 横島氏に、筆界特定制度の手続きについての研修をして頂きました。

この法務局よりの研修を順次高度で実践的な研修にしていきたいと考えています。

3

会則の報酬の基準に関する規定の削除以降に入会された会員に対して、認可時代の報酬基準の算定方法についての勉強会等を検討していましたが実現には至りませんでした。

昨年の消費税増税法案の成立により、本年4月より消費税8パーセントとなっており会員の皆様は対応に追われたことだと思います。日調連よりの「新様式による領収証の記載例について（参考送付）」（平成26年3月31日付け日調連発第359号）等を参考にし、領収書等及び報酬額基準表の見直しを確実にこなして下さい。

【 研 修 部 】

研修部長 中 山 光 蔵

研修会の開催

[Ⅰ] 本会開催の部

- (1) 日 時 平成25年10月19日(土)
場 所 高知県土地家屋調査士会館3階会議室
研修内容 「土地家屋調査士を取り巻く諸情勢と職業倫理の必要性」
ー規制緩和が我々にもたらしたものー
講 師 日本土地家屋調査士会連合会 参与 瀬口潤二
参 加 者 高知県土地家屋調査士会 31名
愛媛県土地家屋調査士会 2名
香川県土地家屋調査士会 1名
徳島県土地家屋調査士会 2名 合計36名

[Ⅱ] 支部開催の部

本年度、各支部での開催はありませんでした。

[Ⅲ] 他会開催の部

- (1) 日 時 平成25年9月27日(金)
場 所 サンシャイン徳島アネックス
研修内容 ①「地籍調査の最近の動向」
講 師 国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課課長 佐藤勝彦
研修内容 ②「近年の地籍調査と成果の活用」
講 師 株式会社 松本コンサルタント 取締役 猪木幹雄
参 加 者 西森裕保

(2) 第1日目

- 日 時 平成25年10月12日(土)
場 所 愛媛県美術館講堂
研修内容 「愛媛和解センター創立10周年記念公開講座」
テーマ 「コミュニティ調停の将来像」
講 師 稲葉一人 教授
参 加 者 沖田春男

第2日目

- 日 時 平成25年10月13日(日)
場 所 愛媛和解支援センター
研修内容 「愛媛和解センター創立10周年記念公開講座」
ADR団体等の関係者による研究会、情報交換会
参 加 者 なし

(3) 日 時

- 平成26年12月20日(火)
場 所 徳島市 ホテル「千秋閣」
研修内容 16市町村地籍調査担当者及び土地家屋調査士会会員を
対象とする研修会

講師依頼 徳島県土地家屋調査士会より
講 師 公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
副理事長 竹村克彦

- (4) 日 時 平成26年1月7日(金)
場 所 徳島県水産会館 4階大研修室
研修内容 「連合会総会で決議した調査士倫理規定と国民からの期待」
「なぜ日調連が国土調査法19条5項に取り組むのか」
土地家屋調査士制度をめぐる社会状況
調査士倫理規程の解説と懲戒事例集紹介
国土調査法19条5項(補助金の民間直接交付制度の実践事例)等
講 師 日本土地家屋調査士会連合会 参与 瀬口潤二

[IV] 四国ブロック協議会開催の部

- (1) 日 時 平成26年1月31日(金)～2月2日(日)
場 所 高知県土地家屋調査士会館3階会議室
研修内容 「平成25年度土地家屋調査士新人研修」
講 師 連合会副会長 岡田潤一郎
高知会 谷相恒行、小笠原哲輔、竹村克彦、田邊満夫、田中清人、
三田哲矢、村山修一、井上拓也、山崎亮介、西森裕保、
吉村慶介、南 茂、泉 清博
徳島会 柿 孝賀
愛媛会 三宅雄二
香川会 出下 稔
土地家屋調査士国民年金基金 矢野太一
三井住友海上火災保険(株) 谷村 亮
- (2) 日 時 平成26年1月31日(金)～2月2日(日)
場 所 高知県土地家屋調査士会館3階会議室
研修内容 「第9回土地家屋調査士特別研修/基礎研修」
- (3) 日 時 平成26年2月10日(金)～3月9日(日)
場 所 高知県土地家屋調査士会館3階会議室
研修内容 「第9回土地家屋調査士特別研修/グループ研修」
設定の期間内でグループ毎に研修の日時、開催場所を
決めて課題研修、申立書、答弁書起案等
- (4) 日 時 平成26年2月14日(金)、15日(土)
場 所 高知会館 高知市本町5丁目6番42号
研修内容 「ADR代理人及び補佐人への実務支援研修会」
講 師 第1日目:法政大学法科大学院・弁護士 上原裕之氏
第2日目:高知弁護士会 弁護士 参田 敦氏
参加者 2/14 44名(徳島会5名、香川会7名、愛媛会3名
社会保険労務士会7名、高知会21名、講師1名)
2/15 42名(徳島会5名、香川会6名、愛媛会3名
社会保険労務士会7名、高知会19名、講師2名)

(5) 日 時 平成26年3月14日(金)～16日(日)
場 所 高知県土地家屋調査士会館3階会議室
研修内容 「第9回土地家屋調査士特別研修/集合研修・総合講義」
講 師 高知弁護士会(会長) 弁護士 岩崎淳司氏
協 力 員 谷相恒行、小笠原哲輔、山崎亮介、
中山光蔵、竹村克彦
受 講 者 香川会1名、徳島会2名、高知会6名、愛媛会6名 ⇒15名

(6) 日 時 平成26年4月5日(土)
場 所 高知県土地家屋調査士会館3階会議室
研修内容 「第9回土地家屋調査士特別研修/考査」
講 師 高知弁護士会(会長) 弁護士 岩崎淳司氏
協 力 員 谷相恒行、小笠原哲輔、山崎亮介、
中山光蔵、竹村克彦
受 講 者 香川会1名、徳島会2名、高知会6名、愛媛会6名 ⇒15名

[V] 九州ブロック協議会開催の部

(1) 日 時 平成26年1月18日(土)、1月19日(日)
場 所 天神チクモビル 大ホール
研修内容 「境界鑑定研修会」
1 日 目 「更正図作成に至るまでの経緯～一般論及び東海地方の例～」
講 師 愛媛会 福永正光 会員
2 日 目 「震災関連とGIS」
(ワークグループ及び地図太郎PLUS1体験学習)
講 師 福島会 白土洋介 会員
参 加 者 会長 谷相恒行

[VI] 日本土地家屋調査士会連合会開催の部

(1) 日 時 平成26年1月28日(火)
場 所 日本土地家屋調査士会連合会
研修内容 「国土調査法第19条5項指定申請説明会」
参 加 者 西森裕保、小川龍明

以上、報告いたします。

【 広 報 部 】

広報部長 田 邊 満 夫

事業計画については次のとおりでした。

1. 外部広報の実施
 - (1) 広報グッズの作成
 - (2) ホームページの効果的な活用
2. 相談会の開催と参加
 - (1) 全国一斉表示登記無料相談会の開催
 - (2) 境界問題電話無料相談会の開催
 - (3) 外部相談会への積極的な参加
3. 会報N o 47 の発行

1. 外部広報の実施

(1) 広報グッズの作成

- ◎ 四国ブロック協議会では、土地家屋調査士の制度広報の一環として、昨年度よりの継続事業であった「今治タオル」が完成、四国各会会員様にはサンプル品を送付させていただきました。また、販売に対しては高知会では660枚の受注を受け、商品をお届けいたしました。ご協力ありがとうございました。

国民に安心・笑顔を届け、地域社会に貢献する土地家屋調査士の品格と魅力を高め、更なる制度発展の一助となればと思っております。ぜひ会員皆様の広報グッズとしてご利用いただければ幸いです。

商品代金の一部は、東日本大震災の復興支援活動に寄付いたします。

- ◎ 高知会としては、高知県が行っている振興キャンペーン「高知家」を応援（便乗）し、「高知県土地家屋調査士会も高知家の家族です」をコンセプトに広報をと考え土地家屋調査士キャラクター「地識くん」を関連付けた広報グッズとして広報活動用のポロシャツ、ステッカーを作成いたしました。

ポロシャツについては主に広報部員の活動用として作成した物ですが、販売もしております。出来れば会員様には日常着用して頂ければ幸いです。

なお、広報の一環として、高知龍馬マラソンに高知会田邊と徳島会武岡様（ポロシャツ提供）でポロシャツを着て参加いたしました。

ステッカーについては、高知県振興キャンペーン「高知家」のピンバッジと共にお届けいたしました。事務所入口、車、工具箱等に貼付して頂き、いろんな場面で大勢の目に触れることで調査士の知名度が些細でも向上することを願い、業務の拡大並びに円滑な業務につながればと思います、皆様なにとご協力をお願いいたします。

(2) ホームページの効果的な活用

ホームページの効果的な活用については、現在現状を維持している程度であり、積極的な取り組みが出来ず反省するところでございます。

(3) その他外部広報として

- ◎ 前年度購入してあった、2011年度第29回全国小中学生作品コンクール生活科部門で「文部科学大臣奨励賞」を受賞した富山県の小学生、本吉凜菜さんの自由研究作品で、道路にあるボタンのナゾを解きながら土地家屋調査士の仕事が紹介されている「じめんのボタンのナゾ」絵本を、子どもたちが絵本を読むことで生活の中で必要な土地境界線や土地家屋調査士の仕事がどのようなものかが分かり、また自由研究の素晴らしさを知ってもらうことを願いつつ、調査士会のPRにもなることから、25冊を高知市内の図書館及び図書室に贈呈いたしました。（高知県下の小学校には協会が配布済）
- ◎ 連合会より支給の、パンフレット用スタンドラック（上部に調査士の広告入）2台を高知地方法務局5階及び6階に設置し、最上段に無料相談のチラシを常設いたしました。

2. 相談会の開催と参加

① 土地に関する無料相談会（高知県用地対策課主催）

日時：平成25年6月28日（金）午前10時～午後3時

場所：高知会館 3階「平安」の間

派遣相談員：前田拓司、前田昌利、彼末浩司、久保貴雄

② 全国一斉不動産表示登記無料相談会（高知県土地家屋調査士会主催）

日時：平成25年7月28日（日）午前10時～午後3時

場所：土地家屋調査士会館

法務局より派遣職員2名

相談員：谷相恒行、三田哲矢、井上拓也、田中周、前田昌利、久保貴雄

広報部他：田邊満夫、岡林友紀、松坂諭志、事務局（南部）

相談件数 8件

同時に電話無料相談会の開催もいたしましたが相談件数は0件でした。

開催周知方法：（外部）ポスター、チラシ 支部長及び広報部員による配付

高知新聞社：開催記事依頼

アドクリップ（前日夕刊当日朝刊）広告。

NHK等テレビ局に催しの告知をお願い。

文書にて店舗、銀行等にポスター、チラシ配付。

その他、法務局、市役所、県庁等にポスター告知。

高知以外の支部について支部長に依頼する。

各会員には郵送掲示をお願いいたしました。

③ 「全国一斉法務局休日相談所」

日時：平成25年10月6日（日）午前10時～午後3時

派遣相談員

【本局】井上拓也・前田昌利

【香美支局】三田哲矢

【安芸支局】門脇茂利

【須崎支局】西森裕保

【四万十支局】柴岡雅卓

④ 「不動産なんでも相談会」(全日本不動産協会高知県本部主催)

日時：平成25年10月27日(日)午前9時30分～午後3時30分

場所：高知市立自由民権記念館

派遣相談員：小笠原哲輔

3. 会報No47の発行

1月に会報No47を発行しました。

ご寄稿戴きました皆様には感謝申し上げます。

なお、例年より30部ほど増刷させていただきました。会報の配布先として、例年は各会員、全国の調査士会、連合会、法務局でしたが、折角作った会報でありますので、外部広報の一環として、他の士業、工業系の高校、市役所の管財課等関係各所に配布いたしました。

境界問題 ADR センターこうち活動報告

境界問題 ADR センターこうち
センター長 井上拓也

昨年度は1件の解決手続を実施し、平成26年4月の第3回解決期日において和解が成立いたしました。

この事案に関しては、現地での期日をおこなうなど当センターの特徴を生かした迅速な対応により和解が成立したケースでした。遠方にもかかわらず現場に赴きご尽力いただいたメディエーターの先生方にはこの場をお借りして改めてお礼申し上げます。

境界問題 ADR センターこうちの事業計画として以下の項目を挙げておりました。

1, 紛争解決技術の研究と研鑽

今回の解決手続を通じてさまざまな課題が見えてきました。相手方の応諾を得るための方策や調停期日でのコーディネーター的役割を持った人間の必要性、また土地家屋調査士会 ADR ならではの専門性を生かした、登記手続に対応できる図面や和解条項の作成方法など実際の解決手続の中で表面化した問題点について引き続き検討していきたいと思っております。

2, センター研修の開催とセンター要員の育成

昨年度は、四国ブロック協議会において高知会で ADR 関連の研修会が開催されたこともあり、これをセンター研修として位置づけました。

アドバイザー、メディエーター等センター要員に大きな変更がなかったこともあり、センターこうち単独の研修会の開催にはいたりませんでした。1, における課題をふまえて今年度の研修会を計画する予定です。

3, 筆界特定制度との連携体制の構築

筆界特定制度との連携体制の一つとして、昨年度は法務局において「境界問題 ADR センターこうちの手続」について研修の場を設けていただき、職員への啓蒙活動を実施いたしました。

また、法務局にて例年開催されている無料相談会において、今年度は一般の境界相談窓口とは別に境界紛争専用ブースを設置していただき、センター運営委員と法務局筆界特定室職員の2名体制で対応いたしました。

法務局主催ということもあり、開始から終了まで全て予約で埋まっており潜在的な紛争事案の多さを実感いたしました。今後はこれらの問題解決に向けどのように土地家屋調査士会や境界センターが関わっていけるのかを考えていく必要があると思っております。

4, 広報活動の積極的な展開

法テラス連絡協議会へ出席の際に各市町村や関係機関に向けパンフレット等を配布し、また、コールセンターなど他の相談機関からの問い合わせに対しては積極的にセンターの手続について回答しております。

一番の広報活動は、数多くの和解解決を調えることです。そのためには場数を踏む必要が

あります。今回和解が成立した事案も会員からの紹介を受けて取り扱った事件でした。今年度も対外的な広報活動と共に個々の会員の皆様にセンターの良さを知ってもらい利用していただけるよう内部広報にも努力していきたいと思っております。

さて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)が平成19年4月に施行され、認証ADR制度が開始されて7年が経過いたしました。

ADR法附則第2条において「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、それを受けてADR事業者の実績調査やヒアリングを実施した上で「ADR法に関する検討会報告書」が発表されました。

その中の項目を列挙してみますと

1、認証ADRの魅力高めるための施策

- ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化
- イ 認証ADRの更なる拡充
- ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策
- エ 手続実施者等の質の向上
- オ 調停手続法の制定

2、認証ADRを利用しやすくするための施策

- ア 相談機関等との連携、広報
- イ 法律扶助の活用
- ウ 時効中断効

3、認証ADRの基盤強化、監督関係その他

- ア 関係機関との連携等
- イ 財政基盤の充実
- ウ 守秘義務の法定
- エ 弁護士の関与の在り方
- オ 提出書類の合理化

といった視点から既存ADR機関の現状把握や将来への課題が議論されています。この中には、当境界センターにとって重要な課題も含まれています。

今後この報告書を受けて国あるいは関係省庁における対応が諮られることと思われませんが、我々各認証ADR機関に携わる者がこれらの問題点を常に念頭に置き、よりいっそう国民が利用しやすい機関として努力していく必要があります。

今後とも会員の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。